

令和8年度 ウェルネットなごや バナー広告募集要領

1 広告媒体

(1) 名称

ウェルネットなごや

(2) URL

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top>

2 募集する広告

(1) 広告掲載ページ

ウェルネットなごやのトップページ

(2) 枠数

10 枠

(3) 掲載位置

広告の掲載位置は、実際のページをご覧ください。

※ 広告の掲載順序は、年度ごとに申込年月日の古いものから順に上から掲載します。
10枠中の掲載位置の指定はできません。

(4) 広告掲載料（月額）

1枠あたり 5,000 円

※ 広告掲載料は、指定した期限まで一括納付となります。

(5) バナー広告画像規格

ア サイズ 縦60 ピクセル × 横120 ピクセル

イ 画像形式 GIF（アニメ不可）又はJPEG

ウ データ容量 4KB 以下

※ 画像は、広告掲載希望者の責任と負担において作成してください。

※ 画像作成にあたっては、「ウェルネットなごや・バナー広告表現ガイドライン」
を遵守してください。

(6) 掲載期間

令和 8年 4月から令和 9年 3月

※ あらかじめウェブサイト上で周知したシステムの保守等によるサービス停止期間
は、掲載期間から除きます。

※ 1か月単位でご希望の月数の申し込みができます。

※ 掲載期間は各月 1日からを基本としていますが、1日が休庁日の場合は、直後の開
庁日からの掲載となります。また、掲載終了については、原則として、掲載終了日
の翌日に終了手続きを行います。詳細は、「ウェルネットなごや バナー広告掲載

日程表」を参照してください。

(7) 掲載できない広告

ア 名古屋市健康福祉局広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第 2 条又は第 3 条に該当するものは掲載できません。

イ バナー広告の画像だけでなく、リンク先のウェブサイトの内容が掲載基準第 2 条又は第 3 条に該当する場合も掲載できません。（掲載基準第 5 条）

ウ 上記規定のほか、「ウエルネットなごや」への広告掲載が不適切と判断されるものについては、広告が掲載できない場合があります。

3 募集対象

自らの広告を掲載しようとする事業者等を対象とします。

4 申 込

(1) 申込方法

「ウエルネットなごや・バナー広告掲載申込書」に必要事項を記入の上、(2) 必要書類（下記のア～ウ）を添えて申込先まで持参、郵送又は電子メールで送付してください。また、(3) 必要なデータ（下記のア）を電子メールで送付してください。

(2) 必要書類

ア 「ウエルネットなごや・バナー広告申込事業者役員等名簿」

イ 事業者にあつては、当該事業の概要がわかる書類

ウ 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し

(3) 必要なデータ

ア 指定の規格（2-（5）に基づく規格）のバナー広告画像

(4) 申込先

ア 持参・郵送の場合

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

イ 電子メールの場合

電子メールアドレス：a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※ 電子メールで送信の際は、件名を【ウエルネットなごやバナー広告申込】としてください。また、送信確認の電話をお願いします。

(5) 申込締切

次のとおり申込締切日時を設けます。

※ 「申請可能な掲載対象月」の範囲内で、最初の月から継続して 1 か月単位でご希望の月数の申し込みができます。

※ 各掲載対象月における掲載日程は、「ウェルネットなごや バナー広告掲載日程表(令和8年度分)」の通りです。

※ 各申込締切日時後に広告の選定を行い、空き枠がなくなり次第募集を終了します。

申込締切日時	申請可能な掲載対象月
令和 8年 2月27日 (金) 午後 5時	令和 8年 4月～令和 9年 3月
令和 8年 4月 1日 (水) 午後 5時	令和 8年 5月～令和 9年 3月
令和 8年 5月 1日 (金) 午後 5時	令和 8年 6月～令和 9年 3月
令和 8年 5月29日 (金) 午後 5時	令和 8年 7月～令和 9年 3月
令和 8年 7月 1日 (水) 午後 5時	令和 8年 8月～令和 9年 3月
令和 8年 7月31日 (金) 午後 5時	令和 8年 9月～令和 9年 3月
令和 8年 9月 1日 (火) 午後 5時	令和 8年10月～令和 9年 3月
令和 8年10月 1日 (木) 午後 5時	令和 8年11月～令和 9年 3月
令和 8年10月30日 (金) 午後 5時	令和 8年12月～令和 9年 3月
令和 8年12月 1日 (火) 午後 5時	令和 9年 1月～令和 9年 3月
令和 8年12月28日 (月) 午後 5時	令和 9年 2月～令和 9年 3月
令和 9年 1月29日 (金) 午後 5時	令和 9年 3月

※ 持参又は電子メールにて申し込みの場合、申込締切日時必着とします。

※ 郵送の場合、消印有効とします。

5 広告の選定方法及び掲載手続き

(1) 選定方法

内容審査の上、掲載の可否を決定します。審査を適切に行うため、申込後、掲載開始までのバナー広告画像およびバナー広告リンク先ウェブページの大幅な変更はご遠慮ください。やむを得ず変更をする場合は、事前に本市へ届出を行ってください。この場合、掲載を見送ることがあります。

審査にあたっては、愛知県警察本部に対し、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除措置対象法人等であるか否かの照会を行います。

募集枠数を超える申し込みがあった場合は、次の順位により決定し、同順位のものの中では掲載希望月の多いものを優先します。なお募集枠数を超えるときは、抽選により決定します。

ア 公社、独立行政法人、地方独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、その他国若しくは地方公共団体が出資し又は出捐する法人若しくは団体

イ 市内で事業を行なっている事業者（本社、支社含む）又は商店街・専門店街等の

連合体

ウ 市外で事業を行なっている事業者又は商店街・専門店街等の連合体

(2) 掲載手続き

ア 広告掲載決定の通知をします。(審査又は抽選の結果、非掲載となった応募者に対してもその旨を通知します。)

イ 広告掲載決定の通知に同封されている契約必要書類に記名押印、その他必要事項を記入し、原則として、掲載開始月の前月25日(休庁日の場合は、直後の開庁日)までに提出していただきます。

ウ 指定した期限までに、本市の発行する納入通知書により広告掲載料を納付していただきます。

エ 原則として広告掲載開始日の正午までに、提出いただいた画像データをバナー広告として掲載します。

6 その他

(1) 提出いただいた掲載用画像データがこの要領又は広告掲載要綱に違反していると認められる場合は、期限を定めて掲載用画像データの内容改善を求めます。

(2) 下記のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、広告の掲載を取り止めることがあります。

ア 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合

イ 指定した期日までに掲載用画像データが提出されない場合

ウ 指定した期日までに掲載用画像データの内容改善が行われない場合

エ 広告掲載決定後に、掲載基準第2条又は第3条に該当することとなった場合

オ その他、広告掲載が不相当であると判断したとき

(3) 広告掲載決定の通知を受けたもの(以下「広告主」といいます。)は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができます。

(4) 上記(2)により広告の掲載を取りやめた場合や上記(3)により広告の掲載を取り下げた場合においても、既に納付済みの広告掲載料は返還しません。なお、その時点で広告掲載料を納付していない場合には、速やかに納付していただきます。

(5) 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料のうち、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額を返還します。

(6) 広告主の責に帰さない理由により、本市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長します。但し、掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行いません。

(7) 上記(6)に該当する場合でも、下記のいずれかの理由によるものである場合は、掲載の延長は行いません。

- ア 機器等の保守又は工事を行う場合
 - イ 天災地変その他の非常事態が発生した場合
 - ウ その他公益上やむを得ない場合
- (8) 広告掲載開始以降も、広告主がバナー広告画像やバナー広告画像のリンク先ウェブページの大幅な変更を行う場合は、改めて審査を受ける必要がありますので、事前に本市へ届出を行ってください。（審査には1か月程度時間がかかる場合があります）
- (9) その他、広告の掲載に関しては本市職員の指示に従ってください。

7 問合せ先

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

電話番号：052-972-2585 ファックス番号：052-951-3999

電子メールアドレス：a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp